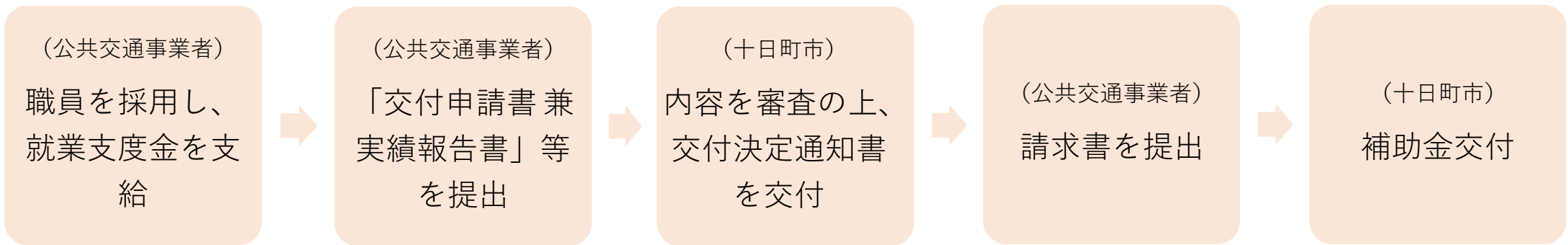


十日町市地域公共交通人材確保支援事業補助金

交通事業者における運転士不足への対応のため、十日町市内を走行するバスやタクシーの運転士を新たに採用し、その運転士に就業支度金を支給する交通事業者に対し、就業支度金の金額を補助します。

補助要件	次に掲げる要件の<u>いずれにも</u>該当する者に就業支度金（第二種免許の取得に係る経費に対する補助と区別して支給するものに限る。）を支給する<u>公共交通事業者</u> ①R6.4.1以降、新たに正規職員等として採用された者で、3年以上継続して勤務する意思を有する者 ②所定労働日数の概ね3分の1を超える日数について、市内を走行するバス又はタクシーの運転業務に従事する者 ③過去に他の公共交通事業者の正規職員等であった者については、直近の他の公共交通事業者の正規職員等でなくなった日から1年以上を経過した者 【公共交通事業者の定義】 次のいずれかに該当する者 ・市内を走行する路線バス又は高速バスを運行している事業者 ・市内に本社を有するタクシー事業者 ・十日町市営バスの運行業務を受託している事業者						
補助金額	公共交通事業者が採用した職員に支給する就業支度金の額（※）とし、補助区分に応じて次の表に定める額とします。 <table><tr><th>補助区分</th><th>補助金の額</th></tr><tr><td>新たに契約期間の定めのない職員として採用された場合</td><td>職員1人当たり 30万円以内</td></tr><tr><td>新たに契約期間の定めのある職員（所定労働日数が契約期間の定めのない職員と比べて同等であると市が認める者に限る。）として採用された場合</td><td>職員1人当たり 15万円以内</td></tr></table> ※他の地方公共団体から当補助金と同種の補助金を受給した場合又は受給する見込みのある場合は、就業支度金の額から当該同種の補助金の額を差し引いた額とします。	補助区分	補助金の額	新たに契約期間の定めのない職員として採用された場合	職員1人当たり 30万円以内	新たに契約期間の定めのある職員（所定労働日数が契約期間の定めのない職員と比べて同等であると市が認める者に限る。）として採用された場合	職員1人当たり 15万円以内
補助区分	補助金の額						
新たに契約期間の定めのない職員として採用された場合	職員1人当たり 30万円以内						
新たに契約期間の定めのある職員（所定労働日数が契約期間の定めのない職員と比べて同等であると市が認める者に限る。）として採用された場合	職員1人当たり 15万円以内						
補助金の申請方法	補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日までに、「交付申請書 兼 実績報告書」及び添付書類を「十日町市総務部企画政策課」へ提出してください。						
留意事項	・同一の会計年度において受給できる補助金の額は、1公共交通事業者当たり30万円以内です。 ・交付申請額が予算額に達した場合、新規申請受付を終了する場合があります。						

補助金「申請～交付」フロー図



【お問い合わせ】 十日町市 総務部 企画政策課 企画政策係
〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地
TEL：025-757-3193（直通）